



# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## ドライバーの健診項目見直し開始 事業主の負担軽減につながるか？

### ◆健康問題に起因する事故は 4 年間で 2 倍超

トラックやバス等の事業用自動車のドライバーの健康起因事故数は、2010 年の 100 件から 2014 年の 220 件に増加しています。トラックが最も多く、2012 年 16 件、2013 年 21 件、2014 年 19 件となっています。

脳・心臓疾患や SAS（睡眠時無呼吸症候群）を運転中に発症したことが原因となるケースが多く、死亡事故のうち、心臓疾患が 46%、脳疾患が 26%を占めます。

国土交通省では、2014 年 4 月に「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂し、対策に力を入れています。

### ◆事故防止には健診徹底が不可欠だが…

このマニュアルでは、異常所見を発見できるスクリーニング検査として、(1) 脳ドック、(2) 人間ドック、(3) SAS 検査、(4) 心疾患検査を推奨していますが、これらの実施には 1 人当たり最大数十万円かかり、中小事業者には重い負担です。

業界団体では検査にかかる費用の助成を行っていますが、脳・心臓疾患では助成しているところは一部にとどまります。

### ◆国土交通省が対策協議会を設置

国土交通省は、上記スクリーニング検査の普及につなげるため、9 月 17 日に、第 1 回目の「事業用自動車健康起因事故対策協議会」を開催し、事故削減効果の調査や、より効果的な実施方法および検査項目の絞込み等による低コスト化のための検討を始めました。

年度内には結果を得たい意向です。



### ◆すでに利用可能な「簡易脳検査」もある

突然の意識障害を起こすくも膜下出血は、最も危険な病気と位置付けられますが、原因となる脳動脈瘤は、脳の断面を見る MRI と脳血管の画像を見る MRA を使った脳ドックにより発見できます。

一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構では、通常 4~8 万円かかる脳ドックの撮影枚数を減らす等により約 2 万円に抑えたスクリーニング検査を実施しており、会社や団体単位で受けることができます。

## 職場における

### 「ハラスメント・嫌がらせ」の実態

### ◆職場で嫌がらせを受けたことがある人は約 9 割

全研本社株式会社が運営する働き方と天職を考えるウェブマガジン『瓦版』が、サイトユーザーを対象に実施した職場のハラスメント調査（回答者 316 人。男性 139 人、女性 177 人。年代は、10 代 2 人、20 代 121 人、30 代 100 人、40 代 70 人、その他 23 人）によると、「会社で嫌がらせを受けたことがある」と答えた人が 9 割に上ったことがわかりました。

### ◆「モラルハラスメント」がトップ

受けたことがある嫌がらせの種類としては「モラルハ

ラスメント」と答えた人が83.2%、以降、「エイジハラスメント」(25%)、「セクシュアルハラスメント」(21.5%)、「アルコールハラスメント」(15.2%)等と続いています。

その他、「スモークハラスメント」「テクノロジーハラスメント」「マリッジハラスメント」「スメルハラスメント」「パワーハラスメント」「マタニティハラスメント」と挙がっていますが、ハラスメントにも様々な種類があることがわかります。

#### ◆具体的な事例

具体的にどのような嫌がらせと受けたかというところ、「気に入らないという理由だけで根拠のないうわさを社長へ話す」、「休日にメールで文書による嫌がらせ」、「同じミスでも若い子には怒らず50代の私は叱責される」、「明らかに無理な勤務内容」などの事例が並びました。

「嫌がらせ」の内容は様々ですが、中には「暴力を受けた」など明らかに問題のある事例も挙がっています。

#### ◆ハラスメントを放置することのリスク

今回の調査では「嫌がらせを受けたことがある」と答えた人が9割と、かなり多い結果となっています。

「嫌がらせ」と受け取られる事例にも様々あり、ある行動を「嫌がらせ」と受け取るかどうかは、受け取り側の主観もある程度影響しますが、社員が「嫌がらせ」を認識してストレスを感じている場合、メンタルヘルスの問題や労使トラブルの原因にもつながり、そのような状況を放置することは、会社としてリスクが伴います。

また、ハラスメントが蔓延しているような状況では、企業の生産活動にも大きな影響を与えかねませんので、社内風土の改善という意味でも、社員の態度や社員間のやり取りには会社としても必要な範囲で目を配っていくことが求められるでしょう。

## 12月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

### ～当事務所よりひと言～

寒さもひとしお身にしみるところ、皆様いかがお過ごしでしょうか。体調管理にご留意ください。今年も年末調整の時期がやってまいりました。平成28年分の「扶養控除等(異動)申告書」で、主な変更点は以下の2つです。

1. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入
2. 海外居住の扶養親族に関する証拠書類の添付義務化  
(※例えばお子さまが留学している場合など)

マイナンバー制度の導入が始まります。取扱いには十分注意しましょう。

